

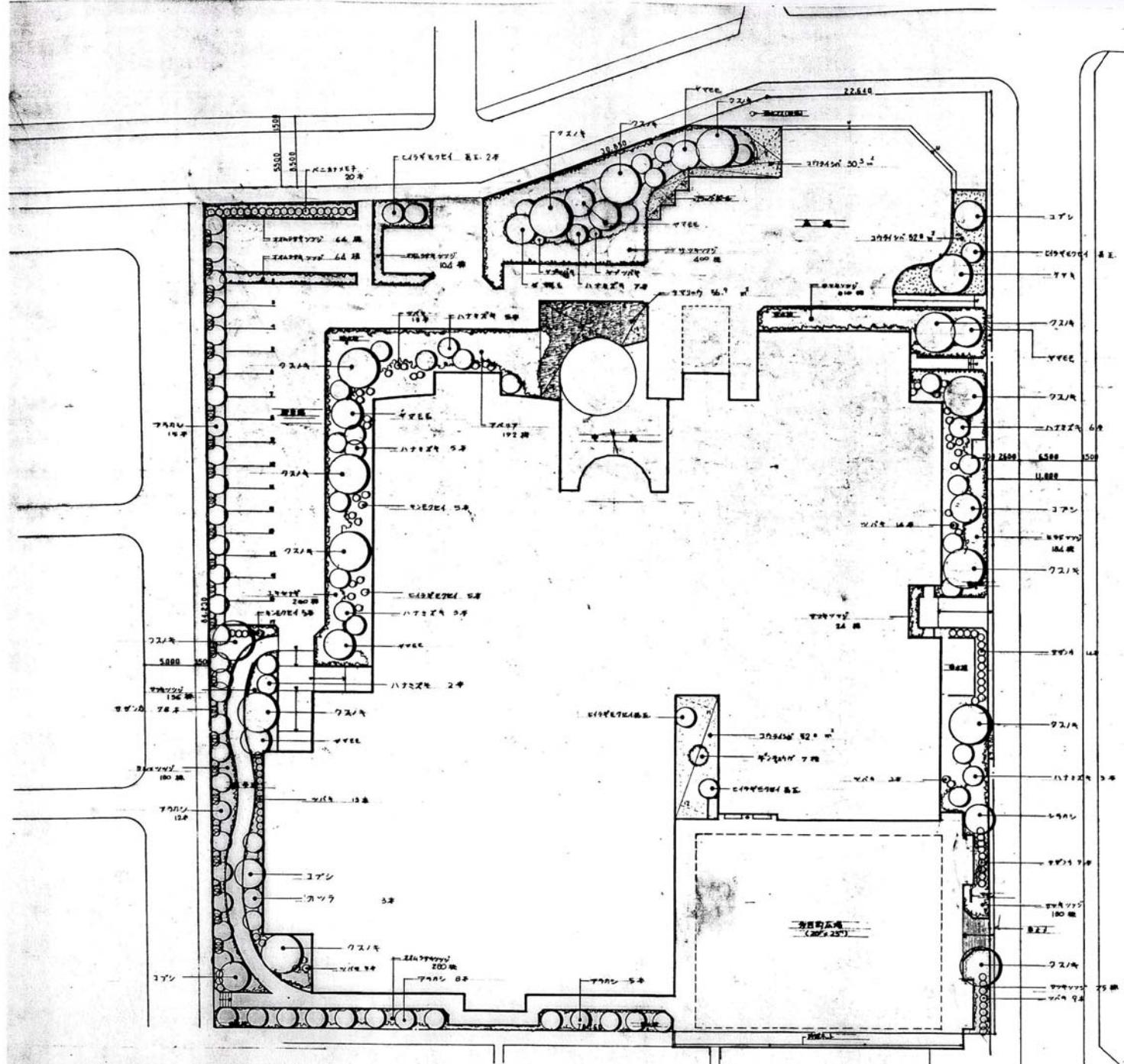
## 横浜市瀬谷スポーツセンター 質問・回答一覧

番号	資料	頁	大項目	中項目	小項目	内容	回答
1	公募要項	7	4	表		指定管理事業の中で、教室事業で体育館等を使用する場合は、利用料金として支出及び収入に経費算入するべきものと理解しますが、個人利用で体育室を使用する際の利用料金は、支出及び収入に参入するものなのかご教示いただきたい。	個人利用で体育室を使用する際の利用料金については、個人利用の利用料金設定がありますので、利用者に納めてもらい、利用料金として支出及び収入に経費算入するべきものです。なお、その際、別途施設体育室の部屋貸しの利用料金を納める必要はありません。
2	公募要項	7	4	表		基本時間外で実施する自主事業で使用する体育室等の利用料金は、指定管理者の裁量で、決定できるものなのか。また、その際に横浜市に支払うべき金額は決まっているのか。その根拠及び金額についてご教示いただきたい。	スポーツ施設条例で規定する額の範囲内で、区の承認を得て、指定管理者が設定することができます。また、その際、得た収入を横浜市に支払う必要はありません。
3	公募要項	9	4	(8)	表	横浜市計画に基づく工事等による施設または一部諸室の閉鎖があった場合は、表中「施設の利用不能等による利用料金収入の減少」の「それ以外の場合」が適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、協議の対象と考えております。
4	公募要項	13	6	(3)		当協会は、公益法人改革関連3法への対応として、平成22年度中に公益財団法人の認定申請を行う予定です。 しかし、平成22年9月下旬までの手続き完了は見込めません。 「法律改正に基づき、法人格の変更の手続を行う場合については、この限りではありませんが、別途、区の指示に従ってください。」とありますが、これについてご指示ください。	国の公益法人制度改革に伴い、現在、特定民法法人となっている法人が公益社団法人又は公益財団法人に移行するための手続きを行おうとしている場合に限り、公益認定申請前であっても、応募することができます。ただし、その場合にあっては、移行後の法人が、従前の法人と同一性が保持されているかについて、市が判断することとします。同一性が保持されると市が判断した場合に限り、当該移行申請による公益認定が完了する時期については、前述のような議決前の法人格取得は必要ないものとします。

5	公募事項	14	6	(4)	(力)	前事業年度及びその前の年度の事業報告書について、平成21年度の事業報告書は、6月下旬に開催される理事会まで提出できない場合、平成19年度及び平成20年度の事業報告書でも可能でしょうか。	提案書の提出日に提出できる最新のものを提出してください。具体的には、以下のとおりとしてください。 (力)最新のものとその前年のもの
6	公募事項	14	6	(4)	(キ)	確定申告書控一式は、提出時の写しのあるもの「税務署受付印のあるもの」の写しがございません。 この場合、税務署受付印のないもので代用可能であるかをご教示ください。	税務署受付印のないもので代用可能ですが、可能な限り税務署受付印(日付の入ったもの)を提出いただくものとします。
7	公募事項	18	7	(5)	ア	管理運営経費について、コスト改善計画に策定にあたり、電気・水道・ガス各個別の金額を教えてください。	下記のとおりとなります。 19年度 電気:6,474,309円、水道1,543,016円、ガス:399,176円 20年度 電気:7,474,430円、水道1,447,567円、ガス:443,338円
8	業務の基準	5	第2	1	(6)	本施設においては、Suica・P smoの電子マネーによる利用料金収入が可能とありますが、電子マネーに係る機器類は引き続き使用可能でしょうか。	電子マネーに係る機器類は、現指定管理者が自己の負担で購入したものです。引き続き使用が可能かどうかは、現指定管理者の引き継ぎ時に協議の対象となり得ます。
9	業務の基準	15	第2	4	(1)	駐車場機器等に関するリース料は指定管理者が負担とありますが、リース期間満了後の再リースは可能でしょうか？特に、現在の指定管理者がリース契約をしていて、仮に指定管理者が交代する場合、再リース契約は可能ですか？	現在、駐車場機器はリース契約となっており、指定期間満了時に解約となります。再リースが可能かどうかは、現指定管理者の引き継ぎ時に協議の対象となり得ます。

10	業務の基準	15	第3	1	小破修理費用が1件あたり100万円以内は指定管理者の負担とありますが、ここで言う1件あたりとは文字通り1ヵ所の小破修理なのか、数個所の子破修理でもまとめて1回の発注とすれば、1件となるのでしょうか？	数個所の小破修理をまとめて1回の発注としても、1件とはなりません。 なお、「1件あたり」の定義については、その都度、協議の対象となります。
11	業務の基準	15	第3	1	本施設は、「省エネ計画書」を提出している建築物に当たりますでしょうか。	現在、本施設は消エネ計画書を提出している建築物には当たりません。ただし、一定の要件を満たす大規模修繕・改修等を行う場合には対象となり得ます。
12	業務の基準	16	第3	2 (3)	設備点検の報告書(消防設備、空調機器など)の閲覧は可能でしょうか？	それぞれ最新の報告書について、下記の日程で閲覧を行います。 日時:平成22年6月29日(火) 場所:瀬谷区役所地域振興課(2階15番窓口) 平成22年6月25日(金)までに、事前にEメールで申し込みください。 (Eメール: se-siteikanri@city.yokohama.jp)
13	業務の基準	17	第3	5	現在設置してある機械警備の機器類を引き継ぎ使用することは可能でしょうか。	現在、機械警備の機器はリース契約となっており、指定期間満了時に解約となりますので、引き継ぎ使用することは不可能です。ただし、再リースが可能かどうかは、現指定管理者の引き継ぎ時に協議の対象となり得ます。
14	業務の基準	18	第3	6	対象とする植栽等につき、図示にて範囲を教えてください。	範囲は敷地内ですので、資料1をご確認ください。

15	業務の基準	18	第3	6	建物南側にある市営南台ハイツの駐車場について、本施設の植栽の落葉落下による住民とのトラブルは過去にございましたでしょうか。 トラブルがあった場合はできる限り具体的にご教示願います。	落葉落下によるトラブルは、平成18年度以降はありません。
16	業務の基準	18	第3	7	本施設は、建築物環境衛生管理技術者選任の必要がある特定建築物に当たりますでしょうか。	スポーツセンターは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の対象とならず、建築物環境衛生管理技術者を選任する必要がありません。また、法律に定められた業務を行う必要もございません。ただし、本法律等に準じて、衛生管理業務を行うことは妨げません。
17	業務の基準	21	第5	5	「施設内の空いているスペースを利用して実施する場合には、目的外使用となるため、市が定める規定に基づき使用料を区に納入する。」とありますが、参加費無料の事業であっても目的外使用料の納付は必要でしょうか。	本来の施設の設置目的と異なる目的で使用する場合には、目的外使用許可の対象となり、原則的には目的外使用料の納入が必要です。なお、事業内容については、区の承認を得る必要があります。
18	その他				現在、区体育協会様の事務所が設置されていますが、設置場所について変更等の協議は可能でしょうか？	協議の対象と考えています。
19	その他				現在、体育協会の事務所が設置されている場所の変更は可能でしょうか？	協議の対象と考えています。
20	その他				平成21年事業報告書、平成22年事業計画書の開示をお願いいたします。	平成21年事業報告書及び平成22年事業計画書については、瀬谷区役所ホームページに掲載しましたので、ご確認ください。 ( <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/seya/shisetsu/siteikanri/sports.html">http://www.city.yokohama.jp/me/seya/shisetsu/siteikanri/sports.html</a> )



名 称	規 格	規 格	規 格	規 格	子 庄 價 格
鉛 ツ ス ニ キ	3.0	0.6	1.2	1.4	本 神戸八八橋
マ テ モ	3.5	0.5	1.0	8	-
マ ラ カ シ	3.5	0.5	0.8	40	-
ニ ラ カ シ	3.0	0.5	1.0	1	-
ケ ヤ キ	9.5	0.5	2.0	1	-
コ ア ン	4.5	0.5	1.0	4	-
カ ッ ド	4.5	0.5	1.0	3	-
鉛 ピ 4 3 5 6 7 5 1 2 5	2.5	1.2	5	-	長正、住友
-	1.5	0.8	5	-	新竹、3本支柱
マ ツ ツ 1 5	2.0	0.4	2	-	-
一 バ チ	1.5	0.8	56	-	-
サ ト イ ノ	1.5	0.4	101	-	新竹、荷物支柱
シ ン エ カ セ 1	1.5	0.5	10	-	-
ペ ニ カ セ 1	1.5	0.5	20	-	新竹、荷物支柱
ハ ナ ミ キ 1 5	3.0	0.5	1.0	37	神戸八八橋
セ ト ウ キ ツ ン 1 2	0.5	0.5	102	-	-
セ ト ウ キ ツ ン 2	0.5	0.5	512	-	-
ヒ ラ ド ン 1 2 0 1 5	0.5	0.5	184	-	-
フ ル イ	0.5	0.5	180	-	-
オ ン キ ュ ハ 1 5	0.5	0.5	7	-	-
ア ベ リ ヤ 1 5	0.5	0.5	182	-	-
ユ キ ャ ナ ギ	0.5	0.5	0.5	280	-
セ ト ウ キ ツ 1 5	0.5	0.5	120	-	-
タ リ ュ 1 5	0.5	0.5	56	-	-

2.067 $\text{m}^2$	$\times 20\%$	- 1.413 $\text{m}^2$	1.413 $\text{m}^2$
1.413 $\text{m}^2$	$\div 20\text{m}^2$	= 20.67	21 本
		20.67	
			21 本
圓木	1 $\times$ 21	21 本	21 本
中木	2 $\times$ -	142 本	236 本
圓木	2 $\times$ -	568 本	2430 本